

● 航空法等の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 令和6年1月2日に羽田空港において航空機衝突事故が発生。
- 滑走路における航空機等の衝突防止に向け、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会において、「中間取りまとめ」を公表。
 - 滑走路誤進入防止等の航空の安全の確保に関する措置を迅速に講じる必要がある。
- 同月1日に発生した能登半島地震により能登空港(地方管理空港)が被災するなど、空港運用に影響を与える自然災害等が多く発生している状況。
- 災害時においても地域の航空輸送を確保し、災害輸送拠点として機能するなど、空港が果たす役割は重要。
 - 災害時等において、空港の機能が適切に維持され、航空の安全が確保されるための措置を講じる必要がある。



羽田空港における航空機衝突事故



能登空港の被災状況

法律の概要

1. 羽田空港航空機衝突事故を踏まえた航空の安全の確保に関する措置 【航空法】

① 空港における滑走路の安全対策の強化

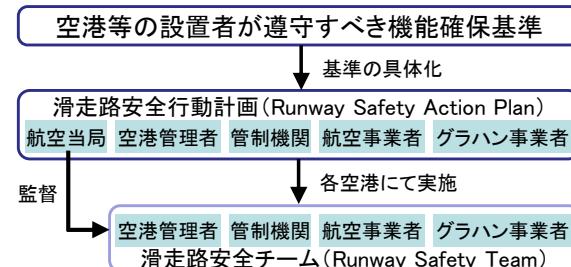
- 空港設置者が遵守すべき機能確保基準に「滑走路誤進入防止措置に関する事項」を追加し、空港における航空機や車両の滑走路誤進入を防止するための安全対策の強化を図る(※)。

(※) 具体的な取組例

- (1) 主要空港(※1)における滑走路安全チームの設置
- (2) 滑走路状態表示灯(RWSL)等の適切な運用の確保
- (3) 滑走路進入車両に対する位置情報等送信機の搭載
- (4) グランドハンドリング(※2)事業者に対する安全監督体制の強化

(※1) 新千歳、成田、羽田、中部、大阪、関西、福岡、那覇空港

(※2) 航空機の牽引・プッシュバック、貨物等の搭降載、給油、ランプバス等



② 操縦者へのCRM訓練(クルー・リソース・マネジメント訓練)の義務付け

- 頻繁に離着陸が行われる、航空交通管制圏に係る空港等において離着陸を行う操縦者は、国土交通大臣の登録を受けた者が行う技能発揮訓練(CRM訓練(※))を修了していなければならないこととする。

- (※) ヒューマンエラーの発生を防止するためのパイロット間のコミュニケーション等を向上させる訓練。



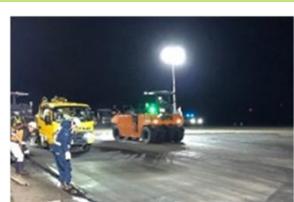
2. 地方管理空港等の工事代行・権限代行制度の創設 【空港法・航空法・関空伊丹法・民活空港運営法】

● 災害時における工事代行・権限代行制度の創設

- ・ 国土交通大臣は、災害時に地方管理空港等の空港管理者から要請があった場合には、所定の要件を満たす災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を当該空港管理者に代わって行うことができる

● 平時における工事代行制度の創設

- ・ 国土交通大臣は、地方管理空港等の空港管理者から要請があった場合には、空港設置基準への不適合を回避するための高度な技術や機械力を要する工事を当該空港管理者に代わって行うことができる



災害復旧工事の例

(※)上記のほか、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の平成23年制定時に手当てる必要があった同法第136条及び第137条第1項について規定の修正を行う。

【目標・効果】 航空機の航行の安全の確保

(KPI)

○滑走路誤進入による事故：(2024年) 1件 → 0件

○滑走路誤進入による重大インシデント：(2024年) 1件 → 0件